

■韓国：再生可能エネルギー導入義務の比率を毎年拡大

発電事業者に再生可能エネルギーによる発電電力量を一定量義務付ける制度（RPS 制度）が 2012 年から始まる。これについて、知識経済部（MOKE）は 2010 年 9 月 19 日、発電電力量に対する割合を 2012 年の 2%から毎年拡大すると発表した。対象企業は韓国電力公社（KEPCO）の発電子会社 6 社と IPP14 社である。MOKE は、2012 年から 2016 年まで毎年 0.5 ポイントずつ引き上げ、2017～2022 年までは毎年 10 ポイントずつ引き上げる計画である。ただし、この割合は 3 年ごとに見直す方針である。発電事業者が義務量を守らない場合は、卸電力市場での平均取引価格の 150% 以内で課徴金が課されることになっている。